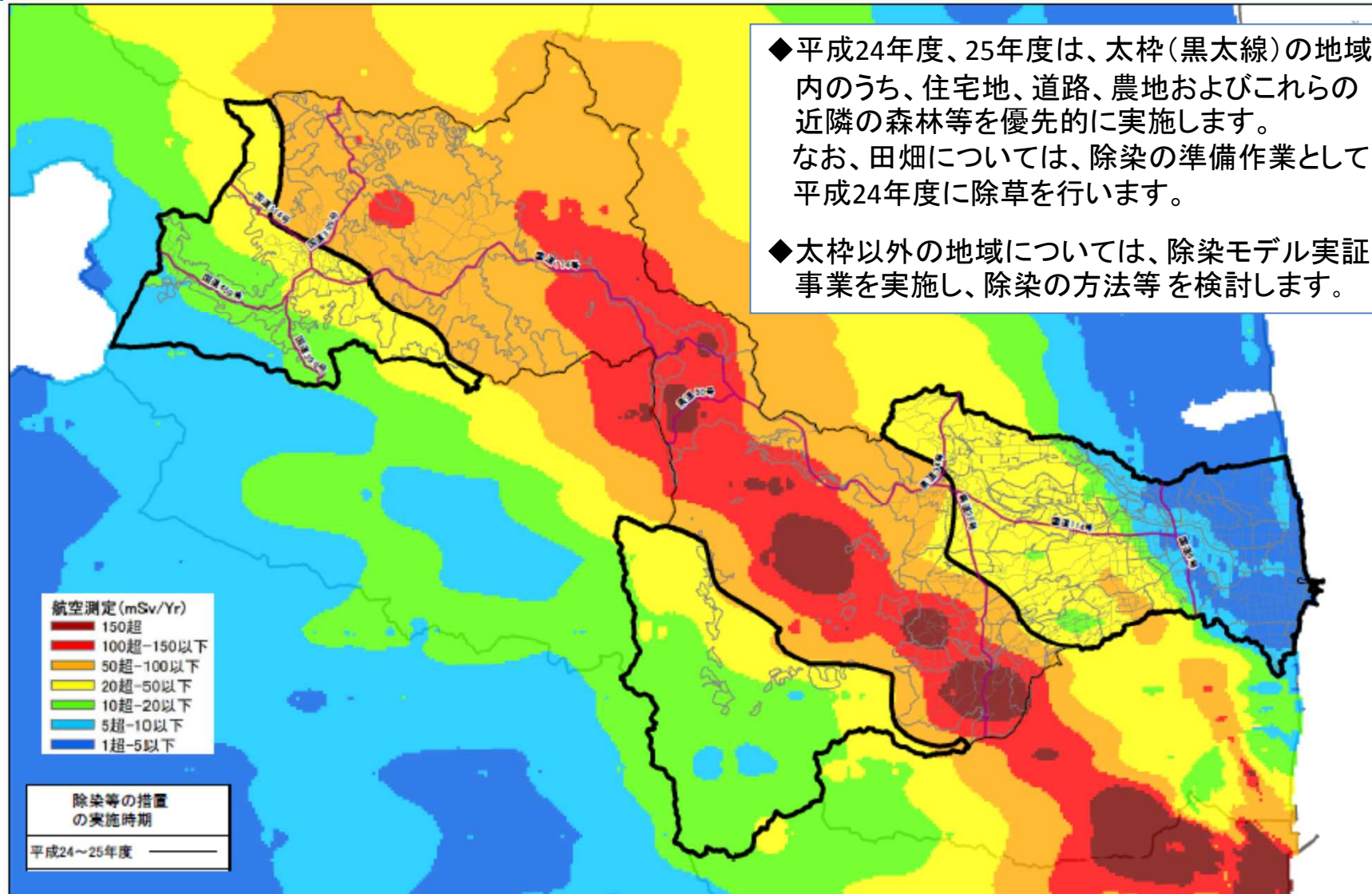


浪江町における除染の 進め方について

環境省 福島環境再生事務所

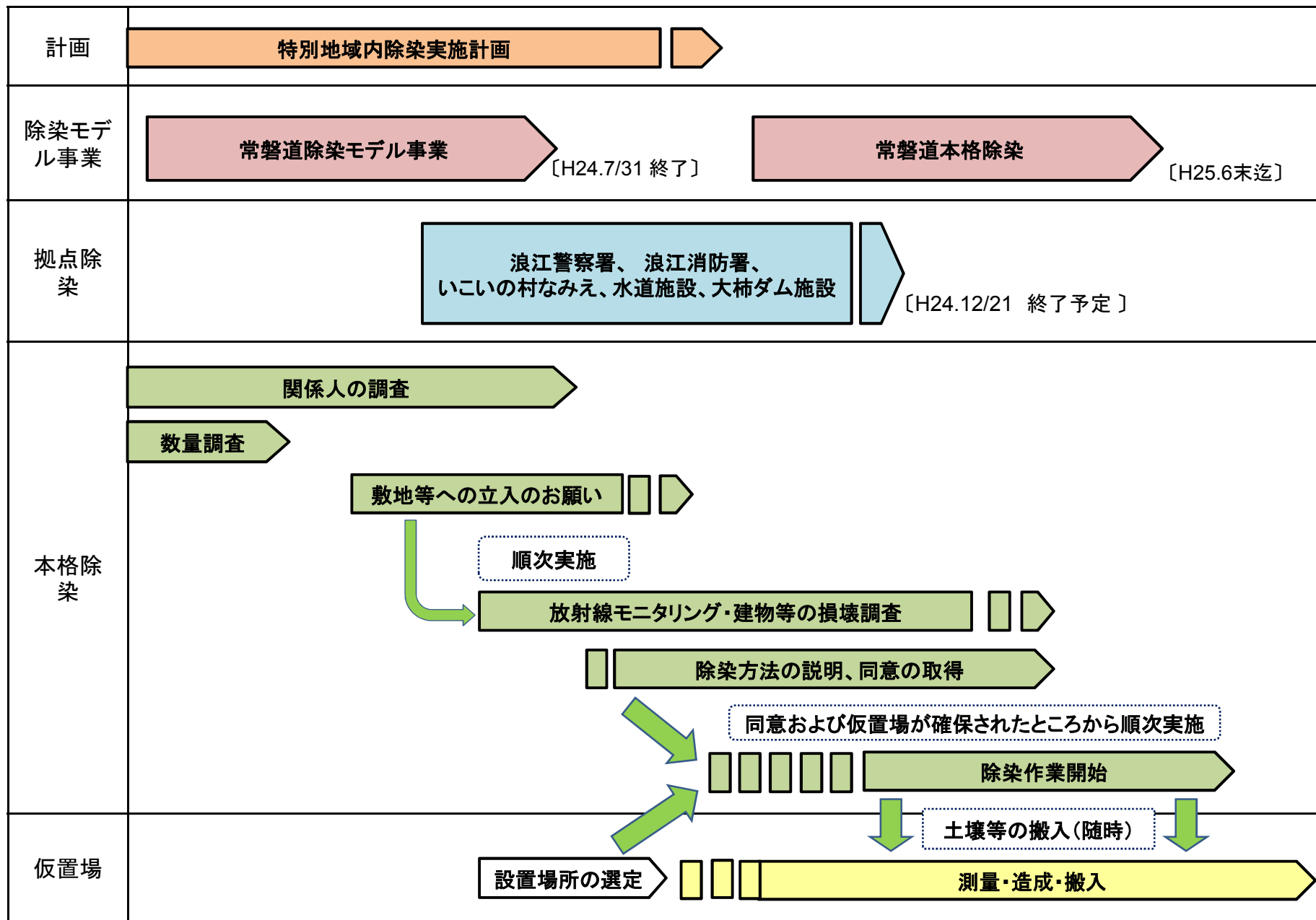
浪江町の除染の進め方



※線量は平成24年3月31日現在(昨年11月の航空機モニタリング結果から換算)

0 0.5 1 2 km

浪江町の除染の流れ



除染作業の進め方

敷地等への立入のお願い

建物、土地等の状況調査を行うため、関係人の方に敷地等への立入りのお願いをする。



放射線モニタリング調査 建物等の損壊調査

放射線モニタリング調査

- 空間線量率の測定
- 測定位置の記録(写真撮影等)

建物等の損壊調査

- 除染対象物のうち、**建物**等について、建物外部からの目視等により高圧洗浄や屋根に上って行う除染等の措置を実施することが可能か確認。
- 四方から外部及び屋根の損傷程度が判定できる写真を適宜撮影。

同意書(案)の作成

関係人お一人ずつ



除染の同意

除染方法(除染の対象物・範囲・手法等)について、関係人の方に説明を行い、同意をいただく。



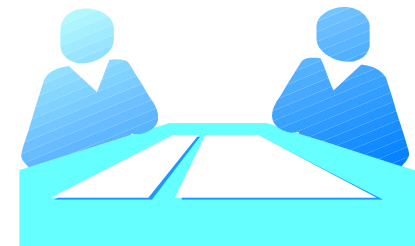
除染作業

同意いただいた内容に沿って、除染作業を実施する。



結果報告

除染による結果等を関係人の方に御報告



放射線モニタリング・建物等の損壊調査

＜目的及び内容＞

皆様のご自宅や農地等の敷地内に専門業者が立ち入らせていただき、専門の測定器を用いた放射線モニタリングの実施や目視による建物等の損壊状況の把握などの除染等の措置に必要な準備を行うことを目的としています。

- **放射線モニタリング調査**

- 空間線量率の測定
- 測定位置の記録(写真撮影等)



- **建物等の損壊調査**

- 建物外部からの目視等により屋根に上って除染等の措置を実施することが可能か確認。
- 四方から外部及び屋根の損傷程度が判定できる写真を適宜撮影。
- 必要に応じて詳細な調査を実施。

調査にあたっては、家屋等の建物の内部に立ち入ることはありません。
調査員は身分証明書を携行し、腕章を着用します。

仮置場の設置について

1. 行政区ごとの設置

行政区単位で設置する方向で検討中です。

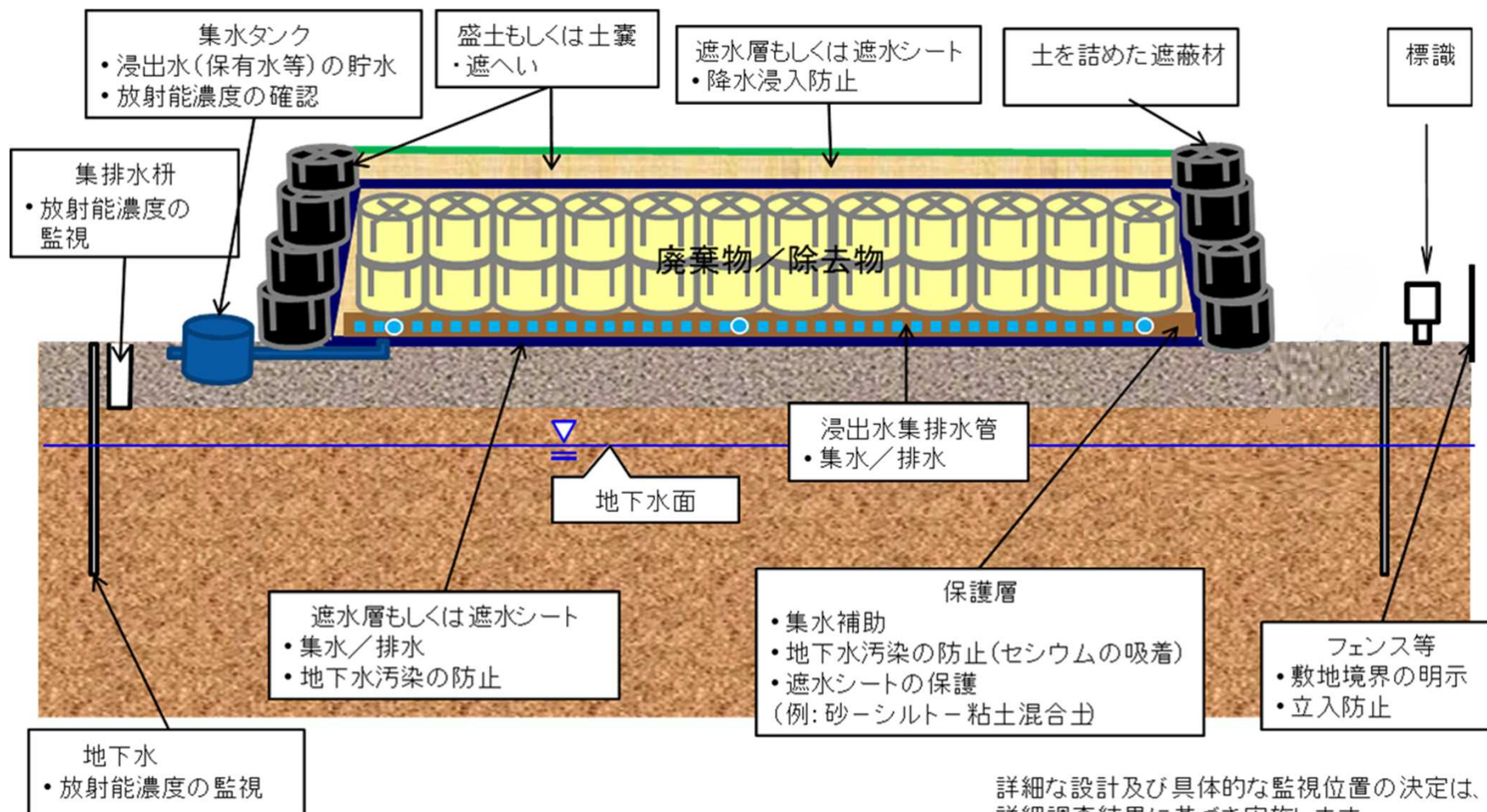
2. 除染除去物等の保管期間

仮置場への搬入開始から3年程度となります。

3. 現状回復措置

仮置場としての用途が終わったら、原状回復等を行います。

仮置場の構造について(イメージ)



詳細な設計及び具体的な監視位置の決定は、
詳細調査結果に基づき実施します。

仮置場の遮へい効果について

厚さ30cmの土やコンクリートは、放射線量を98～99%減少させることができます。よって、仮置場近傍での空間放射線量もほぼ周辺環境と同じになります。

厚さ(cm)	覆土による遮へい効果	コンクリートによる遮へい効果
5cm	51%減	57%減
10cm	74%減	79%減
15cm	86%減	89%減
30cm	98%減	99%減



内側の除去物・廃棄物からの放射線は、外側の除去物・廃棄物により遮へいされます。よって仮置場外側の放射線量は、廃棄物・除去物の量に比例して大きくなる訳ではありません。

仮置場からの放射線量は距離の2乗に反比例して減少します

モデル事業仮置場名	保管前 (μSv/h)	保管後 (μSv/h)
ふれあいセンターなみえ	1.67	0.63
津島中学校グラウンド	2.12	1.73